

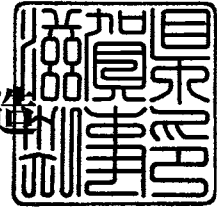


滋監第 928 号  
令和 3年 9月24日

サタ山善 (株)

野田 明 様

滋賀県知事 三日月 大造



### 特定 建設業の許可について (通知)

令和 3年 8月 27日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可しましたので、通知します。

#### 記

許 可 番 号	滋 賀 県 知 事 許 可 ( 特 一 3 ) 第 40495 号
許 可 の 有 効 期 間	令 和 3年 11月 27日 から 令 和 8年 11月 26日 まで
建 設 業 の 種 類	
土木工事業 舗装工事業 水道施設工事業	とび・土工工事業 しゅんせつ工事業 解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 8年 10月 27日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)